

群馬県グリーン・ツーリズム連絡協議会の設置及び運営に関する要領

(名称)

第1 この協議会の名称は、群馬県グリーン・ツーリズム連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2 協議会は、各地域が地域の個性を活かした、地域の特性に応じたグリーン・ツーリズムを推進するため、相互に交流を深め、共通の課題を協議し、もってグリーン・ツーリズムの推進に資することを目的とする。

(活動)

第3 協議会は、第2の目的を達成するため次の活動を行う。

- 一 情報の交換
- 二 グリーン・ツーリズム推進のための調査研究
- 三 その他目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第4 協議会は、県及びグリーン・ツーリズムを積極的に推進しようとする市町村をもって構成する。

2 グリーン・ツーリズムを積極的に推進しようとする市町村は、随時、構成員となることができる。

(会議等)

第5 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、群馬県農政部農村整備課長をもって充てる。
- 3 協議会には、必要に応じ事案に関係する者を出席させることができる。
- 4 協議会は、必要に応じ随時開催するものとする。

(事務局)

第6 協議会の庶務は、群馬県農政部農村整備課において処理する。

(地域協議会)

第7 県内各地域においてグリーン・ツーリズムを推進するため、協議会に群馬県グリーン・ツーリズム地域連絡協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。

- 2 地域協議会は、第3の活動を行う。
- 3 地域協議会は、各農業事務所ごとに置くこととし、県及び各農業事務所管内の協議会参加市町村をもって構成する。
- 4 地域協議会の座長は、農業事務所農業振興課長をもって充てる。
- 5 地域協議会には、ぐんまG Tサポーター等地域のグリーン・ツーリズムに関係する者を出席させることができる。
- 6 地域協議会は、必要に応じ随時開催するものとする。
- 7 地域協議会の庶務は、各農業事務所農業振興課において処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、それぞれ協議会で別途協議のうえ定める。

附 則

1. この要領は、平成16年9月16日から施行する。

附 則

1. この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1. この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

1. この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この要領は、平成21年4月1日から施行する。